

写

半 期 報 告 書

第 90 期中 自 平成 17 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 9 月 30 日

株 式 会 社

琉 球 銀 行

501082

第90期中(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成17年12月22日に提出したデータに変換する前のワードプロセッサファイルに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記と同様の方法により出力・印刷した中間監査報告書を末尾に綴じ込んであります。

株 式 会 社

琉 球 銀 行

目 次

【表紙】	1	頁
第一部 【企業情報】	2	
第1 【企業の概況】	2	
1 【主要な経営指標等の推移】	2	
2 【事業の内容】	4	
3 【関係会社の状況】	4	
4 【従業員の状況】	4	
第2 【事業の状況】	5	
1 【業績等の概要】	5	
2 【生産、受注及び販売の状況】	23	
3 【対処すべき課題】	23	
4 【経営上の重要な契約等】	23	
5 【研究開発活動】	23	
第3 【設備の状況】	24	
1 【主要な設備の状況】	24	
2 【設備の新設、除却等の計画】	24	
第4 【提出会社の状況】	25	
1 【株式等の状況】	25	
(1) 【株式の総数等】	25	
【株式の総数】	25	
【発行済株式】	25	
(2) 【新株予約権等の状況】	26	
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	27	
(4) 【大株主の状況】	27	
(5) 【議決権の状況】	28	
【発行済株式】	28	
【自己株式等】	28	
2 【株価の推移】	28	
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	28	
3 【役員の状況】	28	
第5 【経理の状況】	29	
1 【中間連結財務諸表等】	30	
(1) 【中間連結財務諸表】	30	
【中間連結貸借対照表】	30	
【中間連結損益計算書】	32	
【中間連結剰余金計算書】	33	
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	34	
【事業の種類別セグメント情報】	62	
【所在地別セグメント情報】	62	
【国際業務経常収益】	62	
(2) 【その他】	63	
2 【中間財務諸表等】	64	
(1) 【中間財務諸表】	64	
【中間貸借対照表】	64	
【中間損益計算書】	66	
(2) 【信託財産残高表】	81	
(3) 【その他】	81	
第6 【提出会社の参考情報】	82	
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	82	
独立監査人の中間監査報告書		
前中間連結会計期間	83	
当中間連結会計期間	84	
前中間会計期間	85	
当中間会計期間	86	

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年12月22日

【中間会計期間】 第90期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大 城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 沖縄(098)866局1212番 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 金 城 棟 啓

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)5296局8617番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 照 屋 正

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,359	22,173	24,011	44,531	47,396
うち連結信託報酬	百万円	1,111	428	123	1,779	693
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	2,314	4,921	17,995	8,008	8,538
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	1,462	3,678	11,052		
連結当期純利益	百万円				4,888	6,063
連結純資産額	百万円	87,231	95,085	83,353	92,634	97,391
連結総資産額	百万円	1,475,353	1,490,028	1,476,809	1,495,762	1,529,964
1株当たり純資産額	円	1,635.84	1,908.16	1,501.84	1,802.27	1,967.41
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間純 損失)	円	50.64	127.41	382.90		
1株当たり当期純利益	円				148.54	189.24
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	25.57	72.74			
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円				74.99	108.04
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.37	10.88	10.08	10.43	11.02
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,833	83,230	28,347	61,374	63,642
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	522	1,892	30,412	22,162	12,568
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	736	1,755	1,759	4,137	1,765
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	28,060	28,455	29,757		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				111,532	33,561
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,422 [288]	1,369 [319]	1,324 [352]	1,380 [287]	1,344 [325]
信託財産額	百万円	67,876	31,496	1,020	49,275	15,951

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成17年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、純損失が計上されているため、記載しておりません。

4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを注記しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第88期中	第89期中	第90期中	第88期	第89期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	20,912	20,665	22,850	41,622	44,823
うち信託報酬	百万円	1,111	428	123	1,779	693
経常利益 (は経常損失)	百万円	1,913	4,730	17,893	7,016	8,069
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	1,208	3,637	10,741		
当期純利益	百万円				4,321	5,846
資本金	百万円	44,127	44,127	44,127	44,127	44,127
発行済株式総数	千株	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000
純資産額	百万円	87,704	95,180	83,577	92,798	97,310
総資産額	百万円	1,471,158	1,484,943	1,472,021	1,490,945	1,525,006
預金残高	百万円	1,272,594	1,317,022	1,350,134	1,303,872	1,372,464
貸出金残高	百万円	1,104,784	1,117,083	1,075,858	1,129,689	1,117,371
有価証券残高	百万円	205,038	182,797	228,893	184,429	197,270
1株当たり中間配当額	円					
1株当たり配当額	円				普通株 40.00 優先株 75.00	普通株 40.00 優先株 75.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.40	10.85	10.05	10.40	10.96
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,273 [193]	1,241 [223]	1,205 [250]	1,248 [195]	1,222 [257]
信託財産額	百万円	67,876	31,496	1,020	49,275	15,951
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	銀行業務	クレジット カード業務	信用保証業務	事務集中業務	その他	合計
従業員数(人)	1,205 [250]	18 [1]	10 [4]	17 [74]	74 [23]	1,324 [352]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員608人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	1,205 [250]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員416人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、琉球銀行労働組合と称し、組合員数は1,005人です。

労使間においては特記すべき事項はありません。

4 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は6名です。

なお、執行役員は上記従業員数に含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

金融経済環境

平成17年度上期の国内経済は、企業収益の改善から設備投資が増加し、個人消費も緩やかに増加するなど、企業部門と家計部門がともに改善したことから、踊り場を脱し緩やかに回復しました。県内経済は、建設関連では公共工事の減少から幾分厳しさがみられましたが、観光関連では沖縄ブームの持続から入域観光客数が高水準を維持し、個人消費も底堅く推移するなど回復の動きが強まりました。この間、雇用情勢は改善傾向を示し、企業倒産も概ね落ち着いた動きとなりました。

営業の経過および成果

このような環境のもと、琉球銀行は、平成17年4月より新中期経営計画「Leap2005」（飛躍2005）を開始しました。新計画は、当行が地域のお客様の金融に関わる課題解決のために、従来の業務の枠を超えて最適なサービスを提供していくことで、地域とともに持続的な成長を目指すものです。

りゅうぎんグループは、琉球銀行を中核として、りゅうぎんビジネスサービス株式会社、りゅうぎん総合管理株式会社、りゅうぎんオフィスサービス株式会社、りゅうぎん保証株式会社、株式会社りゅうぎんディーシー、株式会社琉球リースの7社体制により総合金融サービスの提供に努め、収益基盤の強化に取り組みました。

グループ全体の収益状況につきましては、株式売却益の増加等により経常収益は増加しましたが、不良債権処理額が大きく増加したことから経常費用が増加し、経常損益は前年同期を229億16百万円下回る179億95百万円の経常損失となりました。中間純損益は、経常損失のほか固定資産を減損処理したことなどから、前年同期を147億30百万円下回る110億52百万円の中間純損失となりました。ただし、平成17年度通期につきましては、中期経営計画の諸施策に全力で取り組むことにより、黒字確保を見込んでいます。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金および現金同等物は、期中38億円減少し、297億57百万となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少やコールローンの回収等を主因に283億47百万円の増加となり、前中間連結会計期間比1,115億77百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が、売却・償還による収入を上回ったことを主因に304億12百万円の減少となり、前中間連結会計期間比323億4百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払いによる支出を主因に17億59百万円の減少となり、前中間連結会計期間比4百万円の減少となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は145億89百万円、信託報酬は1億23百万円、役務取引等収支は23億50百万円、その他業務収支は5億50百万円となっております。

部門別に見ますと、国内部門の資金運用収支は144億41百万円、国際部門の資金運用収支は1億55百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	15,307	119	8	15,418
	当中間連結会計期間	14,441	155	7	14,589
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	16,422	464	70	12 16,804
	当中間連結会計期間	15,275	799	71	16 15,987
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,115	345	62	12 1,386
	当中間連結会計期間	834	644	63	16 1,398
信託報酬	前中間連結会計期間	428			428
	当中間連結会計期間	123			123
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,551	27	403	2,174
	当中間連結会計期間	2,717	28	394	2,350
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,060	53	866	3,246
	当中間連結会計期間	4,317	53	849	3,521
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,508	26	463	1,071
	当中間連結会計期間	1,600	25	455	1,170
その他業務収支	前中間連結会計期間	95	147		242
	当中間連結会計期間	457	93		550
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	161	200		362
	当中間連結会計期間	462	166		629
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	66	52		119
	当中間連結会計期間	5	72		78

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 3 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間における資金運用勘定の平均残高は1兆3,911億44百万円、そのうち貸出金が1兆482億49百万円、有価証券が1,919億53百万円となっております。資金運用利回りは2.29%、そのうち貸出金が2.76%、有価証券が0.84%となっております。

一方、資金調達勘定の平均残高は1兆3,492億59百万円、そのうち預金が1兆3,353億19百万円となっております。資金調達利回りは0.20%、そのうち預金が0.17%となっております。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,361,379	16,422	2.40
	当中間連結会計期間	1,378,866	15,275	2.20
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,087,985	15,644	2.86
	当中間連結会計期間	1,054,217	14,570	2.75
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	318	0	0.08
	当中間連結会計期間	409	2	0.97
うち有価証券	前中間連結会計期間	184,469	772	0.83
	当中間連結会計期間	175,048	691	0.78
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	66,957	0	0.00
	当中間連結会計期間	104,428	1	0.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	2,493	0	0.01
	当中間連結会計期間	2,717	0	0.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(17,502) 1,320,601	(12) 1,115	0.16
	当中間連結会計期間	(20,020) 1,333,240	(16) 834	0.12
うち預金	前中間連結会計期間	1,253,312	464	0.07
	当中間連結会計期間	1,293,400	509	0.07
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	9,804	95	1.93
	当中間連結会計期間	9,689	95	1.97

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(17,502) 44,696	(12) 464	2.07
	当中間連結会計期間	(20,020) 44,108	(16) 799	3.61
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	22,881	132	1.15
	当中間連結会計期間	20,171	129	1.28
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	3,658	23	1.27
	当中間連結会計期間	3,543	55	3.10
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	45,099	345	1.52
	当中間連結会計期間	44,584	644	2.88
うち預金	前中間連結会計期間	44,987	345	1.53
	当中間連結会計期間	44,496	644	2.88
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,388,573	12,303	1,376,270	16,874	70	16,804	2.43
	当中間連結会計期間	1,402,954	11,810	1,391,144	16,059	71	15,987	2.29
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,087,985	5,858	1,082,127	15,644	61	15,583	2.87
	当中間連結会計期間	1,054,217	5,967	1,048,249	14,570	63	14,506	2.76
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	318		318	0		0	0.08
	当中間連結会計期間	409		409	2		2	0.97
うち有価証券	前中間連結会計期間	207,351	4,093	203,258	904	8	896	0.87
	当中間連結会計期間	195,219	3,265	191,953	821	7	813	0.84
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	70,616		70,616	23		23	0.06
	当中間連結会計期間	107,972		107,972	56		56	0.10
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借 取引支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	2,493	2,351	142	0	0	0	0.07
	当中間連結会計期間	2,717	2,577	139	0	0	0	0.05
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,348,198	8,209	1,339,989	1,448	62	1,386	0.20
	当中間連結会計期間	1,357,805	8,545	1,349,259	1,462	63	1,398	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	1,298,300	2,351	1,295,948	809	0	809	0.12
	当中間連結会計期間	1,337,896	2,577	1,335,319	1,153	0	1,153	0.17
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借 取引受入担保金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち コマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	9,804	5,858	3,945	95	61	33	1.68
	当中間連結会計期間	9,689	5,967	3,722	95	63	32	1.72

(注) 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(3) 国内・国際部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は35億21百万円、そのうち為替業務によるもの7億93百万円、代理業務によるもの3億54百万円となっております。一方役務取引等費用は11億70百万円、そのうち為替業務によるもの1億60百万円となっております。その結果、役務取引等収支は23億50百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,060	53	866	3,246
	当中間連結会計期間	4,317	53	849	3,521
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	320			320
	当中間連結会計期間	349			349
うち為替業務	前中間連結会計期間	748	53	0	800
	当中間連結会計期間	740	53	0	793
うち代理業務	前中間連結会計期間	365			365
	当中間連結会計期間	354			354
うちクレジット カード業務	前中間連結会計期間	515			515
	当中間連結会計期間	537			537
うち保証業務	前中間連結会計期間	718	0	433	284
	当中間連結会計期間	714	0	424	289
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	57			57
	当中間連結会計期間	62			62
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,508	26	463	1,071
	当中間連結会計期間	1,600	25	455	1,170
うち為替業務	前中間連結会計期間	131	26		158
	当中間連結会計期間	135	25		160

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び(連結)子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,278,467	38,555	2,449	1,314,572
	当中間連結会計期間	1,310,150	39,984	2,595	1,347,539
うち流動性預金	前中間連結会計期間	619,974		919	619,055
	当中間連結会計期間	663,051		1,065	661,986
うち定期性預金	前中間連結会計期間	631,791		1,530	630,261
	当中間連結会計期間	623,666		1,530	622,136
うちその他	前中間連結会計期間	26,700	38,555		65,256
	当中間連結会計期間	23,432	39,984		63,416
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
総合計	前中間連結会計期間	1,278,467	38,555	2,449	1,314,572
	当中間連結会計期間	1,310,150	39,984	2,595	1,347,539

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金

4 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成16年9月30日		平成17年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,116,434	100.00	1,075,312	100.00
製造業	43,963	3.94	42,738	3.97
農業	2,783	0.25	2,694	0.25
林業			11	0.00
漁業	875	0.08	832	0.08
鉱業	4,495	0.40	2,284	0.21
建設業	94,157	8.43	88,928	8.27
電気・ガス・熱供給・水道業	5,327	0.48	6,203	0.58
情報通信業	6,340	0.57	6,692	0.62
運輸業	16,801	1.50	18,032	1.68
卸売・小売業	134,936	12.09	121,012	11.25
金融・保険業	17,708	1.59	20,408	1.90
不動産業	165,488	14.82	168,150	15.64
各種サービス業	197,389	17.68	186,045	17.30
地方公共団体	46,176	4.14	56,508	5.26
その他	379,988	34.03	354,770	32.99
合計	1,116,434		1,075,312	

(注) 1. 国内とは当行及び(連結)子会社であります。

2. 海外及び特別国際金融取引勘定分については該当ありません。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	国際	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	91,217		91,217
	当中間連結会計期間	126,524		126,524
地方債	前中間連結会計期間	18,051		18,051
	当中間連結会計期間	21,966		21,966
社債	前中間連結会計期間	35,087		35,087
	当中間連結会計期間	38,830		38,830
株式	前中間連結会計期間	12,641		12,641
	当中間連結会計期間	8,604		8,604
その他の証券	前中間連結会計期間	2,848	20,140	22,989
	当中間連結会計期間	9,590	21,181	30,771
合計	前中間連結会計期間	159,846	20,140	179,987
	当中間連結会計期間	205,516	21,181	226,697

(注) 1 国内業務部門は円建有価証券、国際業務部門は外貨建有価証券であります。ただし、円建外国債券は国際業務部門に含めております。

2 外貨建有価証券及び円建外国債券は、「その他の証券」に計上しております。

(7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。
信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
その他債権	0	0.00	0	0.00
銀行勘定貸	31,496	100.00	1,020	100.00
合計	31,496	100.00	1,020	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	31,496	100.00	1,020	100.00
合計	31,496	100.00	1,020	100.00

(注) 共同信託他社管理財産はございません。

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)
	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)
銀行勘定貸	31,496	1,020
その他	0	0
資産計	31,496	1,020
元本	31,493	1,020
その他	2	0
負債計	31,496	1,020

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,049	16,385	664
うち信託報酬	428	123	305
経費(除く臨時処理分)	9,865	10,096	231
人件費	4,838	4,856	18
物件費	4,425	4,597	172
税金	601	642	41
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,184	6,289	895
一般貸倒引当金繰入額	387	53	440
業務純益	6,796	6,342	454
うち債券関係損益	30	333	303
臨時損益	2,066	24,235	22,169
株式関係損益	240	2,901	2,661
銀行勘定不良債権処理損失	2,582	27,565	24,983
貸出金償却	1,540	5,273	3,733
個別貸倒引当金繰入額	897	22,223	21,326
投資損失引当金繰入額	82	20	62
その他の債権売却損等	61	47	14
その他臨時損益	275	427	152
経常利益 (は経常損失)	4,730	17,893	22,623
特別損益	1,318	4	1,314
うち動産不動産処分損益	66	40	26
うち償却債権取立益	1,195	582	613
うち退職給付引当金取崩益	189		189
うち減損損失		536	536
税引前中間純利益 (は税引前中間純損失)	6,048	17,889	23,937
法人税、住民税及び事業税	185	2,824	2,639
法人税等調整額	2,225	9,971	12,196
中間純利益 (は中間純損失)	3,637	10,741	14,378

- (注) 1 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものです。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.38	2.18	0.20
(イ)貸出金利回	2.83	2.71	0.12
(ロ)有価証券利回	0.83	0.78	0.05
(2) 資金調達原価	1.50	1.52	0.02
(イ)預金等利回	0.07	0.07	0.00
(ロ)外部負債利回	1.48	1.41	0.07
(3) 総資金利鞘	-	0.66	0.22

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 信託勘定を含んでおります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	15.24	13.86	1.38
業務純益ベース	14.42	13.98	0.44
中間純利益ベース	7.71	23.68	31.39

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,317,022	1,350,134	33,112
預金(平残)	1,298,300	1,337,896	39,596
貸出金(未残)	1,117,083	1,075,858	41,225
貸出金(平残)	1,082,917	1,048,717	34,200

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	893,794	917,580	23,786
法人	340,330	341,964	1,634
合計	1,234,124	1,259,545	25,421

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	384,835	373,356	11,479
うち住宅ローン残高	321,153	311,206	9,947
うちその他ローン残高	63,682	62,150	1,532

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	993,749	931,659	62,090
総貸出金残高	百万円	1,117,083	1,075,858	41,225
中小企業等貸出金比率	/ %	88.95	86.59	2.36
中小企業等貸出先件数	件	109,276	106,117	3,159
総貸出先件数	件	109,366	106,212	3,154
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.91	99.91	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	31,493	1,020	30,473
		平残	39,800	11,189	28,611
貸出金	金銭信託	末残			
		平残			

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人		24,815	697	24,118
法人		5,577	322	5,255
合計		30,392	1,020	29,372

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	126	1,119	109	793
保証	1,273	22,856	1,041	17,794
計	1,399	23,976	1,150	18,588

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	44,033	44,059
	うち非累積的永久優先株	20,000	20,000
	新株式払込金		
	資本剰余金	29,632	29,632
	利益剰余金	16,178	5,857
	連結子会社の少数株主持分	977	1,032
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()	44	60
	為替換算調整勘定		
	営業権相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 ()		
	連結調整勘定相当額()		
	計 (A)	90,778	80,521
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,855	1,782
	一般貸倒引当金	5,685	5,439
	負債性資本調達手段等	720	540
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	720	540
	計	8,261	7,762
うち自己資本への算入額 (B)	8,261	7,762	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	550
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	98,988	87,732
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	888,532	853,801
	オフ・バランス取引項目	21,200	16,522
	計 (E)	909,733	870,323
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.88	10.08

- (注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	44,033	44,059
	うち非累積的永久優先株	20,000	20,000
	新株式払込金		
	資本準備金	29,632	29,632
	その他資本剰余金		
	利益準備金	1,200	1,551
	任意積立金	10,359	14,099
	中間未処分利益	4,691	9,590
	その他		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()	22	38
	営業権相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	計 (A)	89,895	79,713
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,855	1,782
	一般貸倒引当金	5,648	5,399
	負債性資本調達手段等	720	540
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	720	540
	計	8,223	7,722
うち自己資本への算入額 (B)	8,223	7,722	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	550
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	98,068	86,885
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	882,686	847,539
	オフ・バランス取引項目	21,099	16,425
	計 (E)	903,786	863,965
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.85	10.05

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	298	187
危険債権	287	583
要管理債権	406	380
正常債権	10,432	9,821

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

国内経済は、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に回復が続くものとみられます。金融面では、金融システムが未来志向の局面に転換する中、当グループを含む地域金融機関には、中小企業金融の円滑化など活力ある地域社会の実現に向けた貢献が期待されています。

このような認識のもと、りゅうぎんグループは、新たな成長戦略を示した中期経営計画に加え、平成17年8月には「地域密着型金融推進計画」を策定し、取引先の事業再生や地域のお客様の利便性向上に向けた取り組みを一層強化することとしました。

りゅうぎんグループは、中期経営計画および地域密着型金融推進計画に掲げる諸施策を着実に実行し、地域経済の活性化および当行の収益性向上、健全性確保を目指していくことで、競争力に優れお客様から信頼される銀行、すなわち「まかせてバンク」を実現してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	65,000,000
優先株式	8,000,000
計	73,000,000

当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は7,300万株とし、このうち6,500万株は普通株式、800万株は優先株式とする。ただし、優先株式につき消却または普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月22日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	28,907,262	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	議決権を有しております。
第1回優先株式	8,000,000	同左		(注)
計	36,907,262	同左		

(注) 第1回優先株式の内容については次のとおりであります。

1 優先配当金

優先配当金

毎年決算日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき、年75円00銭の優先配当金を支払う。

配当非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

配当非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対して、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき37円50銭を支払う。

2 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき5,000円を支払う。本優先株主に対しては、上記5,000円のほか残余財産の分配は行わない。

3 消却

当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価格により消却することができる。

4 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当行株主総会における議決権を有しない。

5 新株引受権等

当行は、法令に別段の定めある場合を除くほか、本優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成12年12月29日から平成22年9月30日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日(以下「基準日」という)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は平成12年12月29日の時価とする。ただし、計算の結果当初転換価額が1,150円(以下「下限転換価額」という)を下回る場合には、下限転換価額を当初転換価額とする。

「平成12年12月29日の時価」とは平成12年12月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

転換価額の修正

転換価額は、平成13年9月30日以降平成22年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「修正日」という)にその時点での時価に修正される。尚、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

転換価額の調整

本優先株式発行後、当行が1株当たり時価を下回る払込み金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + (\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}) / 1 \text{株当たり時価}) / (\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数})$$

転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = (\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}) / \text{転換価額}$$

転換により発行する株式の内容

株式会社琉球銀行普通株式

普通株式への一斉転換

本優先株式のうち、平成22年9月30日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成22年10月1日(以下一斉転換日という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が1,150円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を1,150円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日		36,907		44,127,114		29,632,504

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	972	3.36
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	926	3.20
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	812	2.80
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	2.38
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	468	1.61
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	450	1.55
資産管理サービス信託銀行株式 会社(年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	433	1.49
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	409	1.41
株式会社金秀本社	沖縄県那覇市旭町112番地の1	339	1.17
株式会社オーエスジー	沖縄県浦添市勢理客4丁目18番5号	323	1.11
計		5,826	20.15

第1回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	8,000	100.00
計		8,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	8,000,000		(1)株式の総数等欄ご参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 22,500		普通株式であります。
完全議決権株式(その他)	28,655,400	286,554	普通株式であります。
単元未満株式	229,362		普通株式であります。
発行済株式総数	36,907,262		
総株主の議決権		286,554	

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式66株が含まれております。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当行	沖縄県那覇市 久茂地1丁目11番 1号	22,500		22,500	0.06
計		22,500		22,500	0.06

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,650	2,615	2,590	2,575	2,800	3,120
最低(円)	2,260	2,365	2,465	2,505	2,165	2,525

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．前中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）及び当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、くもじ監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	29,816	2.00	31,135	2.11	34,741	2.27
コールローン及び買入手形		93,185	6.25	87,154	5.90	119,208	7.79
買入金銭債権		3	0.00	1,954	0.13	3	0.00
商品有価証券		159	0.01	580	0.04	229	0.01
金銭の信託				1,116	0.08	1,116	0.07
有価証券	1,8	179,987	12.08	226,697	15.35	194,827	12.73
投資損失引当金		1,769	0.12	1,715	0.12	1,711	0.11
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,8,9	1,116,434	74.93	1,075,312	72.81	1,116,983	73.01
外国為替	7	463	0.03	485	0.04	245	0.02
その他資産	8	19,548	1.31	20,432	1.38	14,805	0.97
動産不動産	8,10, 11	22,912	1.54	21,738	1.47	22,602	1.48
繰延税金資産		21,299	1.43	31,491	2.13	20,694	1.35
支払承諾見返		24,077	1.62	18,684	1.27	22,420	1.47
貸倒引当金	6	16,089	1.08	38,258	2.59	16,201	1.06
資産の部合計		1,490,028	100.00	1,476,809	100.00	1,529,964	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,314,572	88.22	1,347,539	91.25	1,369,904	89.54
借入金	8,12	3,931	0.26	3,668	0.25	3,816	0.25
外国為替		123	0.02	135	0.00	74	0.00
信託勘定借		31,496	2.11	1,020	0.07	15,951	1.04
その他負債		12,281	0.82	13,883	0.94	11,867	0.78
賞与引当金		470	0.03	420	0.03	475	0.02
退職給付引当金		5,372	0.36	5,495	0.37	5,436	0.36
再評価に係る繰延税金負債	10	1,639	0.11	1,574	0.11	1,639	0.11
支払承諾		24,077	1.62	18,684	1.27	22,420	1.47
負債の部合計		1,393,964	93.55	1,392,423	94.29	1,431,585	93.57
(少数株主持分)							
少数株主持分		977	0.07	1,032	0.07	987	0.06
(資本の部)							
資本金		44,127	2.96	44,127	2.99	44,127	2.88
資本剰余金		29,632	1.99	29,632	2.01	29,632	1.94
利益剰余金		16,178	1.09	5,857	0.40	18,563	1.21
土地再評価差額金	10	2,483	0.16	2,386	0.15	2,483	0.17
その他有価証券評価差額金		2,708	0.18	1,411	0.09	2,637	0.17
自己株式	14	44	0.00	60	0.00	52	0.00
資本の部合計		95,085	6.38	83,353	5.64	97,391	6.37
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,490,028	100.00	1,476,809	100.00	1,529,964	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		22,173	100.00	24,011	100.00	47,396	100.00
資金運用収益		16,804		15,987		33,194	
(うち貸出金利息)		(15,583)		(14,506)		(30,846)	
(うち有価証券利息配当金)		(896)		(815)		(1,632)	
信託報酬		428		123		693	
役務取引等収益		3,246		3,521		6,574	
その他業務収益		362		629		3,816	
その他経常収益		1,332		3,749		3,117	
経常費用		17,252	77.81	42,007	174.94	38,857	81.99
資金調達費用		1,386		1,398		2,579	
(うち預金利息)		(809)		(1,153)		(1,595)	
役務取引等費用		1,071		1,170		2,292	
その他業務費用		119		78		123	
営業経費		10,354		10,563		20,777	
その他経常費用	1	4,320		28,796		13,084	
経常利益(は経常損失)		4,921	22.19	17,995	74.94	8,538	18.01
特別利益	2	1,391	6.27	586	2.44	1,992	4.20
特別損失	3	66	0.29	579	2.42	126	0.26
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前中間(当期) 純損失)		6,246	28.17	17,988	74.92	10,404	21.95
法人税、住民税及び事業税		452	2.04	3,082	12.84	1,566	3.30
法人税等調整額		2,049	9.24	10,056	41.88	2,700	5.70
少数株主利益		66	0.30	37	0.15	75	0.16
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		3,678	16.59	11,052	46.03	6,063	12.79

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		29,632	29,632	29,632
資本剰余金増加高				
資本剰余金減少高				
資本剰余金中間期末(期末)残高		29,632	29,632	29,632
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		14,252	18,563	14,252
利益剰余金増加高		3,678	97	6,063
中間(当期)純利益		3,678		6,063
土地再評価差額金取崩額			97	
利益剰余金減少高		1,751	12,803	1,751
配当金		1,751	1,751	1,751
中間(当期)純損失			11,052	
利益剰余金中間期末(期末)残高		16,178	5,857	18,563

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益(は税金等調整前中間(当期)純損失)		6,246	17,988	10,404
減価償却費		459	458	942
減損損失			536	
持分法による投資損益()		22	11	54
貸倒引当金の増加額		101	22,084	25
投資損失引当金の増加額		217	4	275
賞与引当金の増加額		22	54	17
退職給付引当金の増加額		130	58	66
資金運用収益		16,804	15,987	33,194
資金調達費用		1,386	1,398	2,579
有価証券関係損益()		144	3,318	1,801
為替差損益()		348	301	296
動産不動産処分損益()		66	40	139
商品有価証券の純増()減		52	350	17
貸出金の純増()減		12,323	41,670	11,775
預金の純増減()		12,953	22,365	68,284
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()		75	147	189
預け金(日銀預け金等を除く) の純増()減		211	198	29
コールローン等の純増()減		92,128	30,098	118,151
外国為替(資産)の純増()減		2,641	239	2,858
外国為替(負債)の純増減()		61	60	110
信託勘定借の純増減()		17,779	14,930	33,324
資金運用による収入		17,054	16,152	33,646
資金調達による支出		1,291	1,450	2,590
その他		5,637	6,029	2,002
小計		81,793	29,213	61,517
法人税等の支払額		1,437	866	2,124
営業活動による キャッシュ・フロー		83,230	28,347	63,642

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		80,180	85,170	132,861
有価証券の売却による収入		44,974	44,796	69,421
有価証券の償還による収入		37,832	10,101	52,900
金銭の信託の増加による収入				1,116
動産不動産の取得による支出		744	144	928
動産不動産の売却による収入		11	4	15
投資活動による キャッシュ・フロー		1,892	30,412	12,568
財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		1,747	1,749	1,749
少数株主への配当金支払額		1	1	1
自己株式取得による支出		6	8	14
財務活動による キャッシュ・フロー		1,755	1,759	1,765
現金及び現金同等物 に係る換算差額		17	20	5
現金及び現金同等物 の増加額		83,076	3,803	77,970
現金及び現金同等物 の期首残高		111,532	33,561	111,532
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		28,455	29,757	33,561

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 りゅうぎん保証株式会社 株式会社りゅうぎん ディーシー (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に 記載しているため省略し ました。 (2) 同左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社琉球リース (3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左
3 連結子会社の(中 間)決算日等に関する 事項	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 9月末日 5社 (2) 連結される子会社は、 それぞれの中間決算日の 財務諸表により連結して おります。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 3月末日 5社 (2) 連結される子会社は、 それぞれの決算日の財務 諸表により連結しており ます。
4 会計処理基準に関 する事項	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 商品有価証券の評価 は、時価法(売却原価は 移動平均法により算定) により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：2年～10年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：2年～10年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	ソフトウェア 同左	ソフトウェア 同左
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は40,155百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,368百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、37,396百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>予め定めている償却引当基準に則り、匿名組合に対する出資金について、取得した担保不動産の価額下落を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有していません。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有していません。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は108百万円であります。</p>	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は16百万円であります。</p>	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスクヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は59百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。</p>	(ロ)為替変動リスクヘッジ 同左	(ロ)為替変動リスクヘッジ 同左
	(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12)消費税等の会計処理 同左	(12)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。 これにより、税金等調整前中間純損失は536百万円増加しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式82百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,920百万円、延滞債権額は60,301百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,335百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は40,217百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式102百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,602百万円、延滞債権額は77,360百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,604百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は37,391百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式114百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,018百万円、延滞債権額は50,229百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,137百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,592百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は104,774百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,321百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,071百万円 預け金 5百万円 貸出金 841百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 14,648百万円 借入金 800百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,182百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は723百万円でありませ</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,958百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、24,373百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を8,189百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額32,562百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,519百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,018百万円 預け金 5百万円 貸出金 700百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,792百万円 借入金 600百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券56,789百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は714百万円でありませ</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,978百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、26,328百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を8,347百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額34,676百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,072百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,068百万円 預け金 5百万円 貸出金 774百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 29,143百万円 借入金 700百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,930百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は718百万円でありませ</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、151,245百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、159,262百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが157,834百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、143,854百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 17,519百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれておりません。</p> <p>13 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託31,493百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 16,904百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれておりません。</p> <p>13 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1,020百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,974百万円</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 17,185百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれておりません。</p> <p>13 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託15,949百万円であります。</p> <p>14 連結会社並びに関連会社が保有する当行の株式の数 普通株式 21千株</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,799百万円及び貸出金償却1,695百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益1,202百万円及び厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針」(中間報告)(日本会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47号-2項に定める経過措置適用時の最低責任準備金と、過去分返上認可時の最低責任準備金との差額189百万円を計上しております。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額22,996百万円及び貸出金償却5,411百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益586百万円を計上しております。</p> <p>3 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)沖縄県内 主な用途 遊休資産等 種類 土地建物 減損損失額 163百万円</p> <p>(ロ)沖縄県外 主な用途 遊休資産等 種類 土地建物 減損損失額 372百万円</p> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングをおこなっており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社等は、各社毎にグルーピングを行っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については使用方法の変更や継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュフローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(536百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却6,668百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他の特別利益には、厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針」(中間報告)(日本会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47号-2項に定める経過措置適用時の最低責任準備金と、過去分返上認可時の最低責任準備金との差額189百万円を計上しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
	回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成16年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年3月31日現在
現金預け金勘定 29,816	現金預け金勘定 31,135	現金預け金勘定 34,741
3ヵ月超の定期預け金 105	3ヵ月超の定期預け金 105	3ヵ月超の定期預け金 105
金融有利息預け金 13	金融有利息預け金 12	金融有利息預け金 12
金融無利息預け金 1,241	金融無利息預け金 1,259	金融無利息預け金 1,060
現金及び現金同等物 28,455	現金及び現金同等物 29,757	現金及び現金同等物 33,561

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>486百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>486百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>406百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>406百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>79百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>59百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>83百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>55百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>51百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	486百万円	その他	百万円	合計	486百万円	動産	406百万円	その他	百万円	合計	406百万円	動産	79百万円	その他	百万円	合計	79百万円	1年内	59百万円	1年超	24百万円	合計	83百万円	支払リース料	55百万円	減価償却費相当額	51百万円	支払利息相当額	1百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>241百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>241百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>217百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>217百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>23百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>23百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>24百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>23百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	241百万円	その他	百万円	合計	241百万円	動産	217百万円	その他	百万円	合計	217百万円	動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	動産	23百万円	その他	百万円	合計	23百万円	1年内	17百万円	1年超	7百万円	合計	24百万円	支払リース料	25百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	23百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>314百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>314百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>267百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>267百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>47百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>47百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>49百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>90百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	314百万円	その他	百万円	合計	314百万円	動産	267百万円	その他	百万円	合計	267百万円	動産	47百万円	その他	百万円	合計	47百万円	1年内	36百万円	1年超	13百万円	合計	49百万円	支払リース料	90百万円	減価償却費相当額	84百万円	支払利息相当額	2百万円
動産	486百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	486百万円																																																																																																					
動産	406百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	406百万円																																																																																																					
動産	79百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	79百万円																																																																																																					
1年内	59百万円																																																																																																					
1年超	24百万円																																																																																																					
合計	83百万円																																																																																																					
支払リース料	55百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	51百万円																																																																																																					
支払利息相当額	1百万円																																																																																																					
動産	241百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	241百万円																																																																																																					
動産	217百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	217百万円																																																																																																					
動産	百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	百万円																																																																																																					
動産	23百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	23百万円																																																																																																					
1年内	17百万円																																																																																																					
1年超	7百万円																																																																																																					
合計	24百万円																																																																																																					
支払リース料	25百万円																																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	23百万円																																																																																																					
支払利息相当額	0百万円																																																																																																					
減損損失	百万円																																																																																																					
動産	314百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	314百万円																																																																																																					
動産	267百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	267百万円																																																																																																					
動産	47百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	47百万円																																																																																																					
1年内	36百万円																																																																																																					
1年超	13百万円																																																																																																					
合計	49百万円																																																																																																					
支払リース料	90百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	84百万円																																																																																																					
支払利息相当額	2百万円																																																																																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	15,380	15,497	116	134	18
地方債	13,710	13,625	84	126	211
社債	11,316	11,543	226	226	
合計	40,408	40,666	258	488	230

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	6,635	10,541	3,905	4,426	520
債券	102,058	102,747	689	737	47
国債	75,272	75,836	563	574	10
地方債	4,338	4,341	2	19	16
社債	22,447	22,570	123	143	20
その他	22,929	22,839	90	75	166
合計	131,623	136,128	4,504	5,239	734

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当中間連結会計期間において、その他有価証券で減損処理を行ったものはありません。これは、下落率50パーセント以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30パーセント以上50パーセント未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30パーセント以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれにも該当しなかったことによるものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,100
事業債	1,200
匿名組合	150
外貨外国証券	0

当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	15,547	15,641	93	105	11
地方債	17,995	17,886	108	110	218
社債	10,074	10,158	84	96	12
合計	43,617	43,686	69	312	243

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,826	6,500	2,674	2,913	238
債券	142,270	141,903	366	394	760
国債	111,349	110,977	372	294	666
地方債	3,969	3,970	1	10	8
社債	26,951	26,955	3	89	85
その他	32,514	32,572	57	213	156
合計	178,611	180,976	2,365	3,521	1,156

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理を行ったものはありません。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,104
事業債	1,800
匿名組合	150
外貨外国証券	0

前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額金 (百万円)
売買目的有価証券	229	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	15,378	15,556	177	177	
地方債	13,581	13,630	49	188	138
社債	11,241	11,404	163	163	
合計	40,201	40,591	390	528	138

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	5,970	9,305	3,334	3,694	359
債券	113,472	114,512	1,040	1,062	22
国債	86,269	87,095	826	834	7
地方債	8,038	8,107	69	74	5
社債	19,163	19,309	145	153	8
その他	27,065	27,080	14	166	151
合計	146,508	150,897	4,389	4,922	533

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当連結会計年度において、その他有価証券で株式について63百万円減損処理を行っております。これは、下落率50%以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30%以上50%未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30%以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	66,402	1,996	209

- 6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,128
事業債	1,450
匿名組合	150
外貨外国証券	0

- 7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

- 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	17,017	72,914	25,688	40,543
国債	8,078	42,440	11,410	40,543
地方債	1,013	7,000	13,674	
社債	7,925	23,472	603	
その他	2,201	18,325	2,504	
合計	19,219	91,239	28,193	40,543

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	1,116	1,116			

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	1,116	1,116			

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,504
その他有価証券	4,504
()繰延税金負債	1,791
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,713
()少数株主持分相当額	5
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,708

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,365
その他有価証券	2,365
()繰延税金負債	940
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,424
()少数株主持分相当額	13
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,411

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,389
その他有価証券	4,389
()繰延税金負債	1,745
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,644
()少数株主持分相当額	6
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,637

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	4,320	119	13
	合計		119	13

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	60	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	2,000	29	11
	合計		29	11

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	193	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引・債券先物オプション取引であります。

(2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置づけており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取組み致しておりません。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、「市場リスク」及び「市場流動性リスク」、「信用リスク」等があります。

市場リスクとは、金融商品の金利変動により生じる金利リスク、為替変動より生じる為替リスク、取引対象資産の価格変動により生じる価格変動リスクを言い、また、市場流動性リスクとは、市場の流動性低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となるリスクのことです。

信用リスクにつきましては、取引契約の相手方が破綻等により契約が履行されなくなり、当行が被ることとなるリスクであります。

(4) リスクの管理体制

リスク管理体制につきましては、市場部門から独立した市場リスク統括部門として、リスク管理部を設置しております。市場部門につきましては、取引の約定を行なう市場取引部門（フロントオフィス）と、運用規定・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門（ミドルオフィス）、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行なう後方事務部門（バックオフィス）間による相互牽制体制を敷いております。また、デリバティブ取引の開始に際しましては、リスク管理部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定めて取引を開始しております。

(5) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額等または想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 売建 買建				
	金利オプション 売建 買建				
店頭	金利先渡契約 売建 買建				
	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動	4,200	1,000	74	18
	金利オプション 売建 買建				
	その他 売建 買建				
	合計			74	18

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	91		1	1
	買建	27		1	1
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他					
売建					
買建					
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,908.16	1,501.84	1,967.41
1株当たり中間(当期)純利益(は1株当たり中間(当期)純損失)	円	127.41	382.90	189.24
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	72.74		108.04

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、当中間連結会計期間は純損失が計上されているため、記載しておりません。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間(当期) 純損失				
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	3,678	11,052	6,063
普通株主に帰属しない金額	百万円			600
うち利益処分による 優先配当額	百万円			600
普通株式に係る 中間(当期)純利益(は中間 (当期)純損失)	百万円	3,678	11,052	5,463
普通株式の期中平均株式数	千株	28,870	28,865	28,868
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	0		0
うち優先株式業務委託 手数料	百万円	0		0
普通株式増加数	千株	21,703		21,703
うち優先株式の普通株式 への転換	千株	21,703		21,703
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要			第1回優先株式 なお、上記優先株式の 概要については、「第4 提出会社の状況 1株式 等の状況 発行済株式 」に記載のとおりであり ます。	

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	29,694	2.00	31,003	2.11	34,622	2.27
コールローン		93,185	6.27	87,154	5.92	119,208	7.82
買入金銭債権		3	0.00	1,954	0.13	3	0.00
商品有価証券		159	0.01	580	0.04	229	0.01
金銭の信託				1,116	0.07	1,116	0.07
有価証券	1,8	182,797	12.31	228,893	15.55	197,270	12.93
投資損失引当金		1,769	0.11	1,715	0.11	1,711	0.11
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,9,19	1,117,083	75.23	1,075,858	73.09	1,117,371	73.27
外国為替	7	463	0.03	485	0.03	245	0.02
その他資産	8	9,331	0.63	10,728	0.73	5,521	0.36
動産不動産	8,10, 11,14	22,799	1.53	21,646	1.47	22,515	1.48
繰延税金資産		20,547	1.38	30,815	2.09	20,098	1.32
支払承諾見返		23,976	1.61	18,588	1.26	22,321	1.46
貸倒引当金		13,328	0.89	35,087	2.38	13,805	0.90
資産の部合計		1,484,943	100.00	1,472,021	100.00	1,525,006	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,317,022	88.69	1,350,134	91.72	1,372,464	90.00
借入金	12,20	1,131	0.08	1,068	0.06	1,116	0.07
外国為替		123	0.01	135	0.01	74	0.01
信託勘定借	13	31,496	2.12	1,020	0.07	15,951	1.05
その他負債		8,621	0.58	10,096	0.69	8,305	0.54
賞与引当金		439	0.03	390	0.03	443	0.03
退職給付引当金		5,313	0.36	5,435	0.37	5,378	0.35
再評価に係る繰延税金負債	14	1,639	0.11	1,574	0.11	1,639	0.11
支払承諾		23,976	1.61	18,588	1.26	22,321	1.46
負債の部合計		1,389,763	93.59	1,388,444	94.32	1,427,695	93.62
(資本の部)							
資本金	15	44,127	2.97	44,127	3.01	44,127	2.90
資本剰余金		29,632	2.00	29,632	2.01	29,632	1.94
資本準備金		29,632		29,632		29,632	
利益剰余金		16,251	1.09	6,060	0.41	18,460	1.21
利益準備金		1,200		1,551		1,200	
任意積立金		10,359		14,099		10,359	
優先株式消却積立金		10,359		14,099		10,359	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		4,691		9,590		6,900	
土地再評価差額金	14,17	2,483	0.17	2,386	0.16	2,483	0.16
その他有価証券評価差額金	16	2,707	0.18	1,410	0.09	2,637	0.17
自己株式	18	22	0.00	38	0.00	30	0.00
資本の部合計		95,180	6.41	83,577	5.68	97,310	6.38
負債及び資本の部合計		1,484,943	100.00	1,472,021	100.00	1,525,006	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		20,665	100.00	22,850	100.00	44,823	100.00
資金運用収益		16,615		15,767		32,800	
(うち貸出金利息)		(15,393)		(14,288)		(30,453)	
(うち有価証券利息配当金)		(897)		(814)		(1,634)	
信託報酬		428		123		693	
役務取引等収益		2,526		2,781		5,152	
その他業務収益		362		629		3,816	
その他経常収益		733		3,548		2,360	
経常費用		15,935	77.11	40,744	178.31	36,754	82.00
資金調達費用		1,361		1,374		2,531	
(うち預金利息)		(809)		(1,153)		(1,595)	
役務取引等費用		1,401		1,464		2,942	
その他業務費用		119		78		123	
営業経費	1	9,923		10,134		19,942	
その他経常費用	2	3,129		27,693		11,214	
経常利益 (は経常損失)		4,730	22.89	17,893	78.31	8,069	18.00
特別利益	3	1,384	6.70	582	2.55	1,980	4.42
特別損失	4	66	0.32	577	2.53	126	0.28
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間(当期)純損失)		6,048	29.27	17,889	78.29	9,923	22.14
法人税、住民税及び事業税		185	0.90	2,824	12.36	1,356	3.03
法人税等調整額		2,225	10.77	9,971	43.64	2,720	6.07
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		3,637	17.60	10,741	47.01	5,846	13.04
前期繰越利益		1,053		1,053		1,053	
土地再評価差額金取崩額				97			
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		4,691		9,590		6,900	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～50年 動産 2年～10年	(1) 動産不動産 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 5年～50年 動産: 2年～10年
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同左	(2) ソフトウェア 同左

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は40,155百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,368百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,396百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(2) 投資損失引当金 予め定めている償却引当基準に則り、匿名組合に対する出資金について、取得した担保不動産の価額下落を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は108百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は16百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は59百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を当中間期から 適用しております。これにより、税 引前中間純損失は536百万円増加し ております。</p> <p>なお、「銀行法施行規則」(昭和 57年大蔵省令第10号)に基づき減価 償却累計額を直接控除により表示し ているため、減損損失累計額につま ましては、各資産の金額から直接控 除しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法 律」(平成15年3月法律第9号)が平成 15年3月31日に公布され、平成16年4 月1日以後開始する事業年度より法 人事業税に係る課税標準の一部が 「付加価値額」及び「資本等の金 額」に変更されることになりました。 これに伴い、「法人事業税にお ける外形標準課税部分の損益計算書 上の表示についての実務上の取扱 い」(企業会計基準委員会実務対応 報告第12号)に基づき、「付加価値 額」及び「資本等の金額」に基づき 算定された法人事業税について、当 中間会計期間から中間損益計算書中 の「営業経費」に含めて表示してお ります。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法 律」(平成15年3月法律第9号)が平成 15年3月31日に公布され、平成16年4 月1日以後開始する事業年度より法 人事業税に係る課税標準の一部が 「付加価値額」及び「資本等の金 額」に変更されることになりました。 これに伴い、「法人事業税にお ける外形標準課税部分の損益計算書 上の表示についての実務上の取扱 い」(企業会計基準委員会実務対応 報告第12号)に基づき、「付加価値 額」及び「資本等の金額」に基づき 算定された法人事業税について、当 事業年度から損益計算書中の「営業 経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 170百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,292百万円、延滞債権額は55,698百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,243百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,383百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は98,617百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 75百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,970百万円、延滞債権額は73,094百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,498百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,507百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,071百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 170百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,379百万円、延滞債権額は46,273百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,059百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,371百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,083百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,321百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,071百万円 預け金 5百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 14,648百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,182百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は722百万円であり ます。</p>	<p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当期末残高の総額は24,373百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を8,189百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額32,562百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,519百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,018百万円 預け金 5百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,792百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券56,789百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は713百万円であり ます。</p>	<p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は26,328百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を8,347百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額34,676百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,072百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,068百万円 預け金 5百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 29,143百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,930百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 なお、子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,310百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、153,359百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが151,930百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、137,985百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
10 動産不動産の減価償却累計額 17,455百万円	10 動産不動産の減価償却累計額 16,836百万円	10 動産不動産の減価償却累計額 17,120百万円
11 動産不動産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 動産不動産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 動産不動産の圧縮記帳額 338百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)
12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれております。	12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれております。	12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれております。
13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託31,493百万円であります。	13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1,020百万円であります。	13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託15,949百万円であります。
14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出	14 同左	14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,974百万円
		15 会社が発行する株式の総数 普通株式 65,000千株 優先株式 8,000千株 発行済株式総数 普通株式 28,907千株 優先株式 8,000千株

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>19 取締役及び監査役に対する金 銭債権総額 16,052百万円</p> <p>20 取締役及び監査役に対する金 銭債務総額 900百万円</p>	<p>19 取締役及び監査役に対する金 銭債権総額 13,551百万円 上記金額は、当行非常勤取締役 が、代表権を持った副社長を務 めている会社に対する金銭債権 総額を記載しております。</p> <p>20 取締役及び監査役に対する金 銭債務総額 900百万円 上記金額は当行非常勤監査役 が、代表権を持った会長を務め ている会社からの借入金を記載 しております。</p>	<p>16 商法施行規則第124号第3号 に規定する時価を付したこと により増加した純資産額は、 2,637百万円であります。</p> <p>17 土地の再評価に関する法律 (平成10年法律第34号；改正 平成11年3月31日法律第24号) 第7条の2の規定により利益の 配当の限度額を計算するときに 控除すべき土地再評価差額金は 2,483百万円であります。</p> <p>18 会社が保有する自己株式の数 普通株式19千株</p> <p>19 取締役及び監査役に対する金 銭債権総額 16,414百万円</p> <p>20 取締役及び監査役に対する金 銭債務総額 900百万円</p>

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 393百万円 その他 62百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,540百万円及び貸倒引当金繰入額1,285百万円が含まれております。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益1,195百万円及び厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針」(中間報告)(日本会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47号-2項に定める経過措置適用時の最低責任準備金と、過去分返上認可時の最低責任準備金との差額189百万円を計上しております。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 401百万円 その他 54百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却5,273百万円及び貸倒引当金繰入額22,170百万円が含まれております。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益582百万円を計上しております。</p> <p>4 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)沖縄県内 主な用途 遊休資産等 種類 土地建物 減損損失額 163百万円</p> <p>(ロ)沖縄県外 主な用途 遊休資産等 種類 土地建物 減損損失額 372百万円</p> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグループिंगをおこなっており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については使用方法の変更や継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュフローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(536百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>3 その他の特別利益は、厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針」(中間報告)(日本会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47号-2項に定める経過措置適用時の最低責任準備金と、過去分返上認可時の最低責任準備金との差額189百万円を計上しております。</p>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産 431百万円	動産 221百万円	動産 259百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 431百万円	合計 221百万円	合計 259百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 363百万円	動産 205百万円	動産 221百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 363百万円	合計 205百万円	合計 221百万円
	減損損失累計額相当額	
	動産 百万円	
	その他 百万円	
	合計 百万円	
中間会計期間末残高相当額	中間会計期間末残高相当額	期末残高相当額
動産 68百万円	動産 16百万円	動産 38百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 68百万円	合計 16百万円	合計 38百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 54百万円	1年内 13百万円	1年内 33百万円
1年超 16百万円	1年超 3百万円	1年超 6百万円
合計 71百万円	合計 16百万円	合計 40百万円
	・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	
	百万円	
・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 49百万円	支払リース料 23百万円	支払リース料 81百万円
減価償却費相当額 46百万円	リース資産減損勘定の取崩額 百万円	減価償却費相当額 76百万円
支払利息相当額 1百万円	減価償却費相当額 22百万円	支払利息相当額 1百万円
	支払利息相当額 0百万円	
	減損損失 百万円	
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金				
その他債権	0	0.00	0	0.00
銀行勘定貸	31,496	100.00	1,020	100.00
合計	31,496	100.00	1,020	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
指定金銭信託	31,496	100.00	1,020	100.00
合計	31,496	100.00	1,020	100.00

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第89期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年6月28日 関東財務局長に提出
---------------------	----------------	-----------------------------	-------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

くもじ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ⑩

業務執行社員 公認会計士 山 城 三 恵 子 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

くもじ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ㊞

業務執行社員 公認会計士 山 城 三 恵 子 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

くもじ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ⑩

業務執行社員 公認会計士 山 城 三 恵 子 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第89期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

くもじ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ⑩

業務執行社員 公認会計士 山 城 三 恵 子 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第90期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。